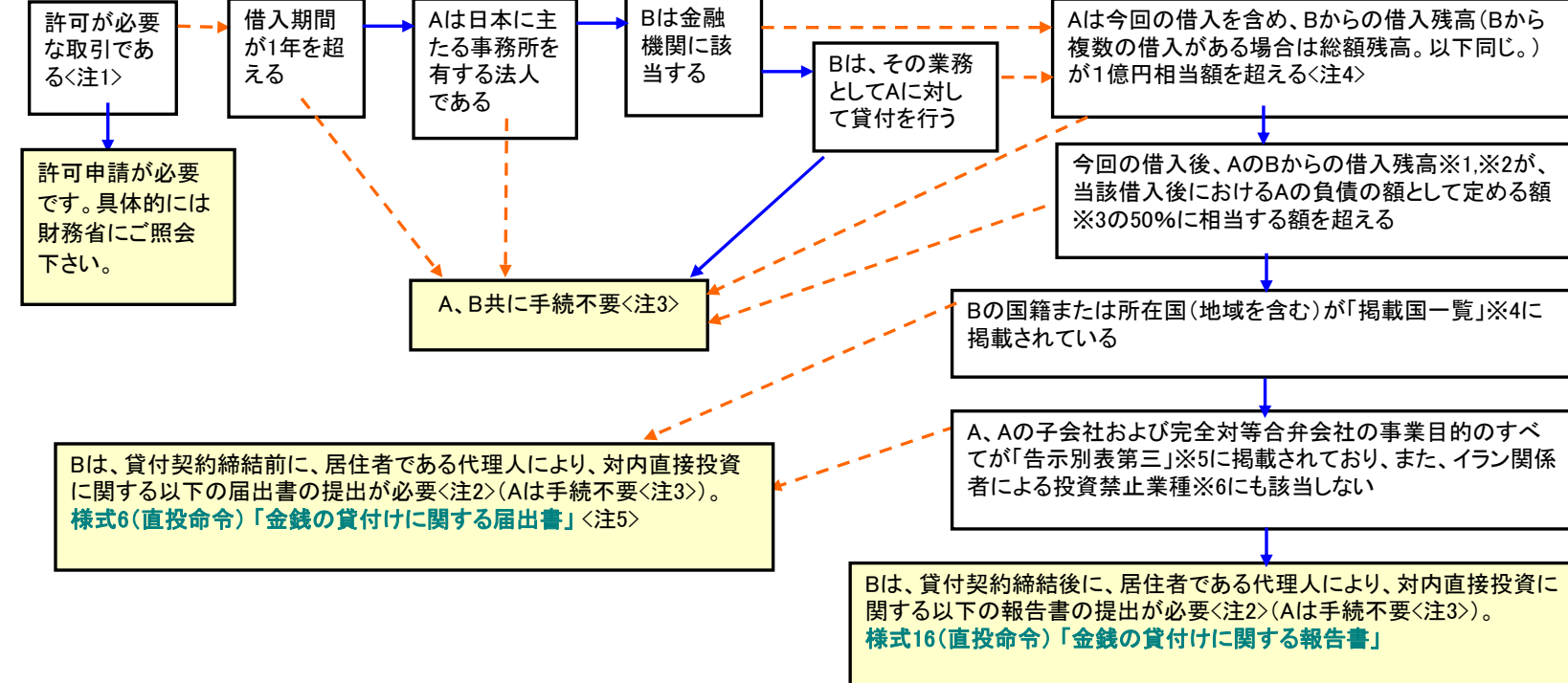


## 居住者Aが非居住者Bから借入れする場合

—居住者・非居住者の定義は、日本銀行のホームページ「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答（資本取引編）」をご確認ください。

Yes →  
No - - -

スタート



<注1>許可が必要な取引については、財務省のホームページ「経済制裁措置及び許可手続」をご確認ください。  
 <注2>届出書、報告書の提出にあたっては、それぞれの記入の手引を確認の上、手続を行って下さい。  
 <注3>ここでご案内の届出書・報告書以外に、借入金を海外から受領する際に、「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要な場合がありますので、ご注意下さい。なお、同報告書の提出にあたっては、同報告書の記入の手引をご確認ください。  
 <注4>外貨の円換算にあたっては、外為法第7条に定める「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」により換算して下さい。  
 <注5>様式6(直投命令)「金銭の貸付けに関する届出書」を提出した場合、当該金銭の貸付又は返済後に、様式20(直投命令)「金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

※1 AがBに対し、社債を発行している場合は、Bが保有※2する当該社債の保有残高との合算額(なお、AがBに対し社債を発行している場合、詳細は、日本銀行のホームページ「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答(対内直接投資・特定取得編)」の対内直接投資の定義をあわせてご確認ください)。  
 ※2 Bと特別の関係にある者(対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める関連会社等)からの借入およびBと特別の関係にある者が保有する社債残高を含みます。  
 ※3 当該借入を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該借入金額とを合算した額とします。ただし、貸借対照表を作成していない場合は、当該借入を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録(当該直前の事業年度がない場合は、直前の財産目録)の負債の総額と当該借入金額とを合算した額とします。  
 ※4 「対内直接投資等に関する命令」別表第一  
 ※5 告示(「対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」)別表第三  
 ※6 イランによる投資禁止業種を定める告示(対内直接投資等に関する命令第3条第7項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件)